



羽の情報便

消費税法の改正について

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

1. 改正のポイント

- (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し
- (2) 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件の見直し
- (3) 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付の義務化

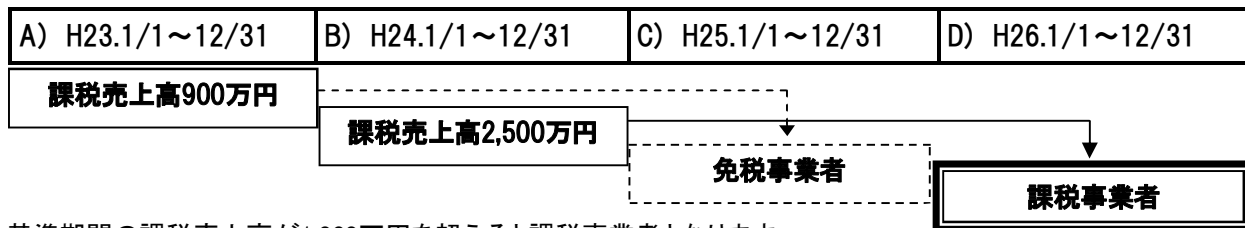
今回は、(1)事業者免税点制度の適用要件の見直しについて説明します。

当課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。適用開始時期は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

*6ヶ月間の判定期間(特定期間と言います)は平成24年1月1日から始まります。

2. 制度の概要

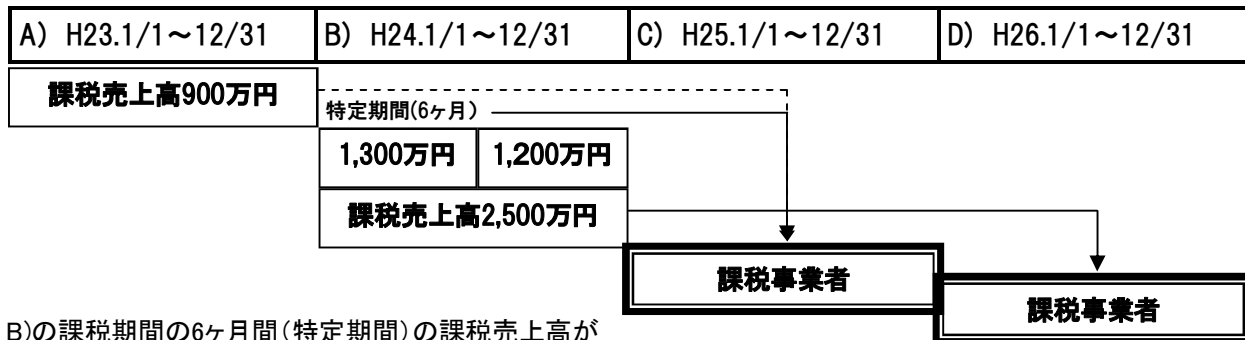
◆これまでのこれまでの事業者免税点制度



基準期間の課税売上高が1,000万円を超えると課税事業者となります。

※基準期間とは、原則として個人事業主はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度を言います。

◆これまでの要件に加え、次の要件が追加



B)の課税期間の6ヶ月間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えると、C)の課税期間においては課税事業者となります。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

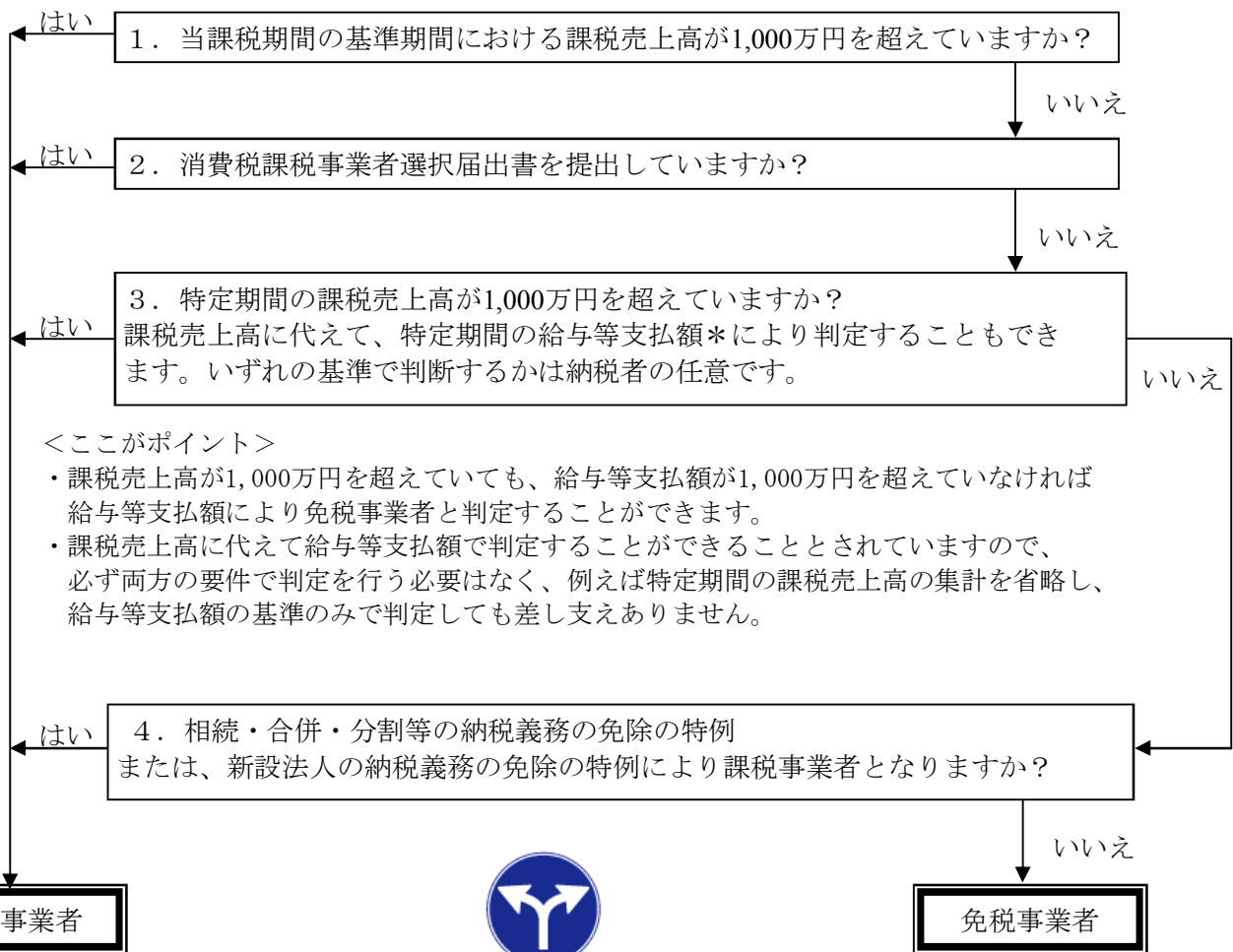
先週税務調査がありました。例年と違ってかなり細かく調べられ、強引だった印象があります。これには何か理由があるのでしょうか？ ちなみに前回調査時から特別な変化はありません。

六月は税務調査が強引になりやすいと言われていました。従って、そのタイミングの可能性はあります。国税の年度初めは毎年七月十日です。つまり、七月十日をもって調査官は国税局や税務署に異動しますが、この人事異動の発表は六月三十日に一斉に行われるそうです。つまりそれまでは誰もどこに行くか分からない。そして、税務調査官には引継業務が基本的にはないといわれています。従って、どの調査官も異動後に業務を残せないため、自分の異動前に担当している税務調査をすべて終わらせなければならぬわけです。だからというわけなのでしようか、六月中旬ぐらいの時期には、税務調査官の強硬な手法についてよく耳にします。

修正申告で決着できそうにない案件は、更正という強硬手段に打って出してくることも考えられるそうです。調査官としても「更正はしたくない。修正申告で終わらせたい」と思っているでしょう。勿論100%というわけではありません。でも、逆にこの時期はじっくり交渉できる時期なのかもしれません。



税金まめ知識（第60回）消費税法課税事業者の判別



*給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です（未払給与等は対象なりません）支払明細書の控えや源泉徴収簿から所得税の課税対象とされるものを合計して算出して下さい。

6月の税務カレンダー

6月15日(金)

所得税の予定納税額の通知



7月2日(月)

4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



スマートにいこう！(1) ～いま流行の「スマート用語」って知ってますか？～



「スマートフォン」

これは皆さんご存知ですね。略して「スマホ」。インターネットとの接続性・親和性を重視したパソコンの機能をベースにした多機能な携帯電話・PHS。アメリカのアップル社から発売されているiPhoneやグーグル社が開発したアンドロイド携帯が有名です。通常の携帯電話通話よりも、音楽プレーヤーとしての利用や、インターネットを閲覧したり、カーナビのように地図検索をしたり・・・とまさしく持ち歩けるパソコンです。

「スマートグリッド」

デジタル機器などの通信能力や処理能力をうまく活用して、電力需給を自律的に調整する機能を持たせることにより、省エネとコスト削減を目指した未来に向けた新しい電力網のことを「スマートグリッド」と呼びます。考案したのは、アメリカの電力会社で電力網内での需給バランスの最適化調整と事故や過負荷などに対する抗堪性を高め、それらに要するコストを最小に抑えることを目的としています。スマートシティなどの言葉もこの考え方がベースになっています。



ちょっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (34)

似ているけれど・・・違いは何？



■「チャーハン」と「焼き飯」

「チャーハン」は、卵を先に入れてからご飯を入れて炒めるのに対して、「焼き飯」はご飯を先に炒めてから卵を入れるそうです。関西地方を中心に焼き飯と呼ばれますが、焼き飯の発祥は、中国から日本に伝わってきたチャーハンが原型となったと言われてます。

■「ピラフ」と「チャーハン」

「ピラフ」は、炊いていないお米を油で炒めてからスープで炊く料理です。対する「チャーハン」は、炊いたお米を卵と一緒に油で炒める料理です。チャーハンとピラフは工程から違いますが、中国で生まれたチャーハン(炒飯)とフランスで生まれたピラフの共に原形になったのはインドの「プラーカ」という料理なので、遠い親戚ということになります。

■「電子レンジ」と「オーブン」

「電子レンジ」は、電磁波で調理するもので、「オーブン」は、電気熱で調理するものです。ちなみにオーブンレンジは、電子レンジとオーブンが合体したものです。



今月のコラム

いよいよ七月を前に早くも沖縄地方は梅雨が明けました。今年は例年になく、台風が早くからやって来たり、集中豪雨での被害が出るなど降雨量も非常に多くなっています。きっと夏の水不足は大丈夫なんだろうなと予想しますが、やはり電力不足と計画停電（首都圏は大丈夫だといわれていますが・・・）は気になります。旧知の友人が札幌からやって来て会食をしているときの会話です。「北海道も計画停電があるかもしれないので節電目標七パーセントと言われているけど大変なんだよ」と。もともと真夏でもほとんどエアコンを使わない北海道の人たちにとっては、一般の電気器具で節電をしなければならぬので結構生活にインパクトがあるのだそうです。なるほど東京や大阪なら死ぬ気でエアコン止めれば相当の節電ができますよね。まあ今年に限らずこれからはエコな生活を心がけなければなりませんね。関東・甲信地方の梅雨もそろそろ中盤から終盤に入ります。雨の日はなんとなく心も沈みがちですが、夏の計画でもたてながらそれなりに楽しめる季節です。梅雨が明ければギラギラの猛暑がやってきます。夏に備えて十分な体調管理をしましょう。最近の日本の気候変動もありますので、急なゲリラ豪雨や落雷には十分注意しましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

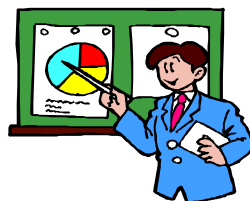
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



体調にきをつけて
梅雨時を乗り切ろう！

